

基本目標5 女性に対する暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。人権意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会をつくるため、広報啓発活動や相談体制等の充実を図ります。茨木市配偶者暴力相談支援センターを中心に、相談、安全の確保、自立支援と切れ目のない支援を充実します。また、若年層に向けて、デートDVの予防教育、相談を充実します。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

9 女性に対する暴力を許さない社会づくり

(21) 女性に対する暴力を許さない社会風土の醸成

- | | |
|----|--------------------------------|
| 45 | 多様な広報媒体を通じて啓発に努めます |
| 46 | 暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施します |
| 47 | 暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します |

(22) 女性に対する暴力を防ぐ環境整備

- | | |
|----|--|
| 48 | 犯罪防止に配慮した道路・公園等の施設の整備を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めます |
| 49 | 関係機関の連携の促進に努めます |
| 50 | 地域とともに子どもの安全を守るため青少年の健全育成を阻害する有害環境の改善に努めます |

10 女性に対する暴力への対策の推進

(23) 性犯罪等への対策の推進

- | | |
|----|--|
| 51 | ストーカー行為や性犯罪等の未然防止を推進します |
| 52 | 雇用・教育分野等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します |
| 53 | インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します |

(24) 相談しやすい体制等の整備

- | | |
|----|---|
| 54 | 女性や子どもに対するあらゆる暴力に関しての相談窓口の周知を行い、サービス向上に努めます |
| 55 | 被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します |
| 56 | 被害者支援を推進するために、警察をはじめ関係機関との連携体制を強化します |

11 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(25) DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり

- | | |
|----|--|
| 57 | 市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します |
| 58 | 保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながら早期発見に努めます |
| 59 | 地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携を強化します |
| 60 | 配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修の機会を提供します |
| 61 | デートDVに関する予防啓発を強化します |

| | |
|--------------------------|--|
| (26) 相談・連携体制の充実・強化 | |
| 62 | 被害者に対応する相談員や市職員、教職員等は、被害者にさらなる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することを徹底します |
| 63 | 被害者が各機関で何度も同じことを話さなくてすむよう、情報共有を図るための仕組みづくりをします |
| 64 | 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します |
| 65 | 各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員の研修を充実します |
| 66 | 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実を図ります |
| 67 | DV加害・被害を含む男性のための相談しやすい窓口を充実するとともに、加害行為については、専門の相談機関の情報提供や市民活動団体との連携を図ります |
| (27) 被害者の安全確保の徹底 | |
| 68 | 保護命令申立て手続きに関する利用支援をします |
| 69 | 一時保護を適切に実施し、場所の秘匿を徹底します |
| 70 | 被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します |
| 71 | 警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します |
| 72 | 民間支援団体との連携・協力体制を強化します |
| (28) 生活基盤を整えるための支援 | |
| 73 | 専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します |
| 74 | 当事者のエンパワーメントを支援するため、安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等のできる場づくりをします |
| 75 | ハローワーク等と連携し、就労支援を行います |
| 76 | 医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります |
| (29) 子どもへの支援 | |
| 77 | 子どもへの支援について適切な情報提供を行います |
| 78 | 児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所（園）・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、情報の保護や体制の整備を推進します |
| 79 | こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、子どもに関する相談窓口で支援します |
| (30) 高齢者・障害者・在住外国人女性への支援 | |
| 80 | 障害者虐待防止、高齢者虐待防止に関して、関係機関・関係部課との連携を図ります |
| 81 | 多言語でのDVに関する情報提供や相談できる機関との連携を図ります |
| 82 | 被害者が高齢者・障害者や外国人で通訳者等の支援が必要な場合に派遣できる体制の整備を図ります |

施策の基本的方向9 女性に対する暴力を許さない社会づくり

(具体的施策 21)女性に対する暴力を許さない社会風土の醸成

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--------------------------------|---|---|--------|----------|
| 45 | 多様な広報媒体を通じて啓発に努めます | 広報誌11月号で、人権啓発に関する記事をA4紙面のサイズで掲載するなど、各課と連携して市民啓発に努めた。 | 引き続き各課と連携し、広報誌やホームページ等で啓発を行う。 | 継続 | まち魅力発信課 |
| | | 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、啓発を行った。 〔内容〕 広報誌掲載、懸垂幕掲出、市公用車啓発マグネット掲出、阪急バス・近鉄バスへのラッピング | 虐待・DV相談のラッピングをした阪急バス及び近鉄バスが市内を走ることで、期間を問わず幅広い市民に啓発することができた。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | ローズWAM館内において、DV防止に関するパネル展示、パープルライトアップ、ワークショップを行った。 | ローズWAM来館者への啓発として展示を行った。エントランスで気軽に参加できるワークショップをあわせて行うことで、より効果的なDV防止の啓発とすることができた。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | インスタグラムやツイッター、いばライフなどSNSやアプリを活用した啓発や啓発事業の周知を行った。 | 閲覧回数などから効果検証を進めるとともに、今後も、さまざまなツールを用いて啓発を行っていく。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | AV出演強要やJKビジネス等の被害防止についてホームページで啓発した。市内中学生を対象に、デートDV予防啓発冊子を送付し、「恋人間で起こる暴力」の防止を目的とした啓発を行った。 〔配布部数〕 3,020部 | HPや冊子配布を通じて、一定の啓発はできているが、より多くの方に課題を認識してもらえるように今後も継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV及びデートDVの啓発カードと啓発冊子に関係施設等に配布するとともに、出前講座等に出向いた際にも冊子等を配布し、幅広く市民に周知するよう努めた。 | 窓口等に設置している冊子・カードを持ち帰る方が多くいることから、一定の方には啓発ができていると考えるが、より幅広く周知するため様々な啓発の方法を検討していく必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 46 | 暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施します | 市民等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 〔実施事業名〕 暴力防止啓発講座 〔テーマ〕 あなたと相手の関係は？～けんかやDVの違い～ 〔実施日〕 令和4年12月3日 〔参加者〕 22人 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 47 | 暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します | 市内中学生を対象に、デートDV予防啓発冊子を送付し、「恋人間で起こる暴力」の防止を目的とした啓発を行った。 【再掲 施策番号45】 | ホームページや冊子配布を通じて、一定の啓発はできているが、より多くの方に課題を認識してもらえるように今後も継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを市民グループと連携し開催した。 〔出前講座実施対象〕 高等学校2件 〔ワークショップ参加者〕 計189人 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校へ出向く機会を持つことが難しく、開催が少なかった。今後もより多くの学校等で効果的な啓発ができるよう時代のニーズに対応した内容と手法を検討する必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|--------------------------------|---|--|----|----------|
| 47 | 暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します | 市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 【再掲 施策番号46】 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 保育所(園)・幼稚園・認定こども園においては、遊びを中心とした生活の中で、試行錯誤できる場面や様々な体験ができる機会等を設定し、問題解決能力を身につける保育や教育の推進を図った。 | 公立保育所(園)・公立幼稚園・公立認定こども園において、一人ひとりに応じた総合的な指導を行いながら、様々な活動や体験を通して「考える力」が身につくような保育・教育に努めた。コミュニケーションをとることが苦手な子どもも増えてきているので、個別の声かけが必要になってきていて、個別に関わることも多くの場面で出てきたときに、保育士、教諭の加配が必要になってくるのではないかとと思われる。 | 継続 | 保育幼稚園総務課 |
| | | 「こどもの人権」「発達心理」などの研修を実施することで、暴力によらない問題解決の能力を身につけられるような学童保育を実施した。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を行い、暴力によらない問題解決能力を高めるため、質・量ともに研修を充実させた。4年生以上の保育に係る内容の研修を取り入れるために、講師選定等を検討する必要がある。 | 継続 | 学童保育課 |
| | | 全小学校で「暴力から身を守るワーク」を実施した。 | 「暴力から身を守るワーク」を実施することで、暴力によらない問題解決能力を身につけることができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |

(具体的施策 22) 女性に対する暴力を防ぐ環境整備

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--|---|--|--------|-------|
| 48 | 犯罪防止に配慮した道路・公園等の施設の整備を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めます | 街路灯(LED灯)を新設した。また、既設街路灯の灯具を更新した。(蛍光灯等→LED灯) | 街路灯の新設(56基)及び灯具更新(255基)を進めた結果、令和4年度時点でLED化率が約99%となった。引き続き、防犯上必要な街路灯の新設や灯具更新を進める。 | 継続 | 建設管理課 |
| | | 犯罪防止に配慮した道路施設の普及を図り、安全・安心のまちづくりの推進に努めた。 〔実施事業名〕 交通安全施設整備事業 | 道路施設整備にあたり、防護柵や植栽等による適切な歩車分離や、見通しを妨げない工作物の配置による視認性の確保に努めた。引き続き、順次取り組む。 | 継続 | 道路課 |
| | | 安全・安心な、まちづくりの推進に努め、事業課及び設計会社等への提案・助言の働きかけを行った。 | 犯罪防止に配慮した公共施設の普及を図り、今後においても安全、安心な、まちづくりの推進に努める。 | 継続 | 建築課 |
| | | 公園施設等が犯罪行為の温床とならないように、定期的な樹木の剪定を実施して見通しを確保するなど、施設の適切な維持管理に努めた。 (実績額) 第1～17工区公園等管理業務委託 497,214,300円 | 公園内にある樹木については、自然的な樹形を基本にしつつ見通しの確保も考慮しながら維持管理に努めた。引き続き、公園利用者が安全・安心に過ごせるよう、公園樹木の適正な維持管理に向けた、予算の確保に努め、管理手法の整理を進める必要がある。 | 継続 | 公園緑地課 |

| | | | | | |
|----|--|--|--|----|----------|
| 49 | 関係機関の連携の促進に努めます | 府や警察、防犯協会等の関係機関と連携して、防犯関係の各種取り組み及び支援を行った。 また、自治会等を対象に防犯カメラの設置を促進するための補助金を交付しているが、令和3年度から令和7年度までの措置として、補助率、補助上限等を拡充した。(補助台数：18台) | 新型コロナウイルス感染症予防のため、取組自体が少なかったものの、引き続き関係機関との連携した取組や支援について今後も継続する。 また、自治会等対象の防犯カメラ設置補助金については、拡充した内容の周知を含め、引き続き本補助金の活用を促進する。 | 継続 | 危機管理課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センター代表者会議での連携を図った。 〔実施日〕令和4年5月13日 大阪府配偶者暴力相談支援センター実務者会議での連携を図った。 〔実施日〕令和4年7月8日 令和5年1月13日 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 〔内容〕 DV防止ネットワーク連絡会 〔実施日〕 令和5年2月27日 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 50 | 地域とともに子どもの安全を守るため青少年の健全育成を阻害する有害環境の改善に努めます | 青少年指導員等による巡回街頭指導及び立ち入り調査については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施できなかったが、青少年指導員を対象とした研修を実施した。 ・巡回街頭指導 〔実施回数〕0回 〔参加者〕0人 ・スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修 〔実施回数〕1回 〔参加者〕3人 | 夏祭り等のイベント時や夏休み期間の巡回街頭指導及び立ち入り調査について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しなかった。コロナ禍における青少年指導員の活動が制限される中、引き続き、研修会等でスキルアップを図る。 | 継続 | 社会教育振興課 |

施策の基本的方向10 女性に対する暴力への対策の推進

| (具体的施策 23)性犯罪等への対策の推進 | | | | | |
|-----------------------|-------------------------|--|---|--------|----------|
| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
| 51 | ストーカー行為や性犯罪等の未然防止を推進します | 小学校の通学路等を中心に設置した防犯カメラを活用し、犯罪を抑止し、市民の安全・安心に寄与した。 また、防犯協会に青色防犯パトロール車両等を貸与し、防犯活動の支援を行った。 | 全国的な傾向として、自粛生活の緩和等により、全刑法犯認知件数は増加傾向にあり、防犯カメラを活用したより一層の防犯対策に取り組んでいく。また、今後も継続して、防犯協会へ支援を行い、防犯活動を推進する。 | 継続 | 危機管理課 |
| 51 | ストーカー行為や性犯罪等の未然防止を推進します | 市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 【再掲 施策番号46】 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|--|--|---|----|----------|
| 52 | 雇用・教育分野等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します | 女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。 【再掲 施策番号36】 | 相談件数は、昨年と比較して、電話相談・面接相談ともに減少した。引き続きコロナ禍でのストレスも影響していると考えられる。相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していくとともに、多様な媒体を通じた相談体制を検討していく。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 広報誌・ホームページの活用や啓発リーフレットの配布により、市内事業所に対して、職場におけるハラスメント防止に関する啓発活動を実施した。 【再掲 施策番号14】 最近の労働問題や労働法制等をわかりやすく解説する「みんなで学ぶワークルールセミナー」を実施した。 【再掲 施策番号13】 働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施した。 【再掲 施策番号3】 | 最近のハラスメントの動向や相談先をまとめた啓発リーフレットを作成した。 今後も継続してセミナーをはじめ、広報誌・ホームページ等を活用し、啓発活動を実施する。 働きやすい職場づくり推進事業所認定事業については、啓発活動の効果的取組となっいるのか検証する必要がある。 | 継続 | 商工労政課 |
| | | 各校に児童生徒、保護者の相談窓口をおき、周知した。 | 各校窓口を設置し、保護者向けのパンフレットを配布することでセクシュアルハラスメント等の防止対策ができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |
| 53 | インターネット等を利用した児童ポルノ、児童売買春への根絶に向けた対策とともに、子どもに対する性的な暴力の早期発見、相談の充実、こころのケア等を推進します | 性的虐待については、関係機関と連携し、児童虐待対応マニュアル等に基づいて早期発見に向けた取組みを進めた。 | 児童虐待対応マニュアルについては適宜改訂し、関係機関にはマニュアルに基づく対応を依頼し、児童虐待の早期発見・対応に取り組む。 | 継続 | 子育て支援課 |
| | | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、こころのケアを図った。 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、こころのケアをすることができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |

(具体的施策 24)相談しやすい体制等の整備

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|---|---|--|--------|----------|
| 54 | 女性や子どもに対するあらゆる暴力に関する相談窓口の周知を行い、サービス向上に努めます | 弁護士による無料相談等を実施するとともに、広報誌やホームページで相談窓口の周知を行った。 また、毎年市民生活相談課にて作成している相談窓口一覧「どこ聞こBOOK」を市ホームページやいばライフに掲載し、相談窓口の周知を行った。 | 広報誌やホームページ等で各種相談窓口や無料相談窓口を広く周知した。なお、弁護士による法律相談は1,904人の利用があった。市民が抱える問題解決の一助となっていることから、引き続き実施し、周知に努める必要がある。 | 継続 | 市民生活相談課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 〔実施事業名〕DV相談事業 〔事業内容〕①来所相談 ②電話相談 〔相談件数〕①376件 ②474件 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 55 | 被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|---|--|--|----|----------|
| 55 | 被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します | 市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 【再掲 施策番号46】 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 民生委員・児童委員に対し研修を実施した。 | 民生委員・児童委員の見識が深まった。 | 継続 | 地域福祉課 |
| | | 大阪府主催のDV被害者の地域支援者養成講座に参加した。 〔実施内容〕 児童虐待防止協会主催（スキルアップ研修） 〔実施回数〕10回 | 多くの児童虐待の背後にはDVが存在することから、研修を通じて、児童虐待とDVの関連性について学ぶことができた。児童虐待及びDVは困難な問題であるため、今後も研修を受講し研鑽に努める。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 56 | 被害者支援を推進するために、警察をはじめ関係機関との連携体制を強化します | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 大阪府配偶者暴力相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 【再掲 施策番号49】 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

施策の基本的方向11 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(具体的施策 25)DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--|--|--|--------|----------|
| 57 | 市民をはじめ、医療関係者や相談を受ける人が、配偶者等からの暴力に対する正しい認識を持てるよう、啓発を充実します | 市内中学生を対象に、デートDV予防啓発冊子を送付し、「恋人間で起こる暴力」の防止を目的とした啓発を行った。 【再掲 施策番号45】 | ホームページや冊子配布を通じて、一定の啓発はできているが、より多くの方に課題を認識してもらえるように今後も継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV及びデートDVの啓発カードと啓発冊子を関係施設等に配布するとともに、出前講座等に出向いた際にも冊子等を配布し、幅広く市民に周知するよう努めた。 【再掲 施策番号45】 | 窓口等に設置している冊子・カードを持ち帰る方が多くいることから、一定の方には啓発ができていると考えるが、より幅広く周知するため様々な啓発の方法を検討していく必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 【再掲 施策番号46】 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 58 | 保健・医療機関、学校、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等と連携、協力しながら早期発見に努めます | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 【再掲 施策番号49】 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 59 | 地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携を強化します | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市民、相談員等を対象とした暴力防止啓発講座を開催した。 【再掲 施策番号46】 | 暴力被害者支援について、相談内容が多様化しており、関係機関との連携の重要性が高まっているため、より連携を強化できるようなカリキュラムを考える必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|---|--|---|----|----------|
| 59 | 地域における身近な発見者・支援者である民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携を強化します | 各機関の連携が強化できるよう努めた。 | DVの早期発見や防止のため、民生委員・児童委員や2～3小学校区ごとに配置したCSWと連携し、地域福祉の向上に取り組んだ。 | 継続 | 地域福祉課 |
| 60 | 配偶者等からの暴力について理解を深めるため、市職員・教職員等への研修の機会を提供します | 市職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施した。 〔実施日〕12月16日～3月12日 〔受講者数〕2,009人 〔テーマ〕ハラスメントの防止について(動画閲覧によるeラーニング学習) | 研修の実施により、人権意識の醸成を図れた。 | 継続 | 人事課 |
| | | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 【再掲 施策番号49】 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に情報提供した。 | 関係機関からの研修機会等の情報を教職員等に提供することができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |
| 61 | デートDVに関する予防啓発を強化します | 市内中学生を対象に、デートDV予防啓発冊子を送付し、「恋人間で起こる暴力」の防止を目的とした啓発を行った。 【再掲 施策番号45】 | ホームページや冊子配布を通じて、一定の啓発はできているが、より多くの方に課題を認識してもらえるように今後も継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | デートDV予防啓発を進めるため、中学生等を対象にワークショップを、市民グループと連携し開催した。 【再掲 施策番号47】 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校へ出向く機会を持つことが難しく、開催が少なかった。今後もより多くの学校等で効果的な啓発ができるよう時代のニーズに対応した内容と手法を検討する必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 子育て支援課と連携し、デートDVや若年者の妊娠など思春期をとりまく性に関する勉強会を開催した。 【再掲 施策番号39】 | 思春期を迎える子どもに対する講座であり、今後も思春期をとりまく性に関する学習の機会を提供していく。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めた。 | デートDV予防啓発冊子を、市内中学校等に配布し、予防啓発に努めることができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |

(具体的施策 26)相談・連携体制の充実・強化

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--|--|--|--------|----------|
| 62 | 被害者に対応する相談員や市職員、教職員等は、被害者にさらなる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底します | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。 〔実施日〕令和4年6月24日、9月22日、9月30日、11月25日、令和5年3月24日 | 相談員のスキルアップを図り、適切な相談が行える環境整備を図るため、引き続きSV研修を行う。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|--|---|--|----|----------|
| 63 | 被害者が各機関で何度も同じことを話さなくてすむよう、情報共有を図るための仕組みづくりをします | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 【再掲 施策番号49】 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 64 | 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するため、「茨木市DV防止ネットワーク連絡会」の機能を強化します | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」を改訂し、情報提供に努めた。 【再掲 施策番号49】 | 庁内においてDV被害者に関する対応を幅広く共有することが重要であることから、今後とも継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 65 | 各種相談窓口でDVが推測される相談に対して適切な対応ができるよう、相談員の研修を充実します | DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】 | 連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。 【再掲 施策番号62】 | 相談員のスキルアップを図り、適切な相談が行える環境整備を図るため、引き続きSV研修を行う。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 66 | 配偶者暴力相談支援センターの機能を充実を図ります | 相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。 【再掲 施策番号62】 | 相談員のスキルアップを図り、適切な相談が行える環境整備を図るため、引き続きSV研修を行う。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センター会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 大阪府DV相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 67 | DV加害・被害を含む男性のための相談しやすい窓口を充実するとともに、加害行為については、専門の相談機関の情報提供や市民活動団体との連携を図ります | 男性のための電話相談を実施した。 【再掲 施策番号36】 | 相談件数は、昨年と比較して増加している。今後も引き続き、相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していく。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

(具体的施策 27)被害者の安全確保の徹底

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|---|--|--|--------|----------|
| 68 | 保護命令申立て手続きに関する利用支援をします | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 69 | 一時保護を適切に実施し、場所の秘匿を徹底します | 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 〔一時保護件数〕3件 | 被害者の安全確保と支援のため、引き続き適切な一時保護を行う。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 70 | 被害者等の個人情報の管理が適切にできる仕組みを整備します | 配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 大阪府DV相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 71 | 警察や大阪府女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関との連携を強化します | 配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 大阪府配偶者暴力相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 72 | 民間支援団体との連携・協力体制を強化します | 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 【再掲 施策番号69】 | 被害者の安全確保と支援のため、引き続き適切な一時保護を行う。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、セーフティ機能を強化するため、民間シェルター等が行う先進的なDV被害者等支援の取組に補助金を交付した。 | さまざまな課題によって今まで公的な施設で対応できなかったDV被害者等を含め、より多くの被害者を適切に支援することが可能となった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、これまで課題のあった方が、より深刻な状況になっていることから、引き続き相談者に寄り添った柔軟な支援が必要である。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

(具体的施策 28)生活基盤を整えるための支援

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--|---|---|--------|----------|
| 73 | 専門的なこころのケアが必要な被害者に対して、安全で安心な生活ができるよう関係機関と連携して支援します | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 大阪府配偶者暴力相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】 | 大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 74 | 当事者のエンパワーメントを支援するため、安全で安心な環境で被害者同士が情報交換等のできる場づくりをします | 被害者の方の回復を支援するための講座を開催した。 〔実施事業名〕こころのケア講座&語り合い 〔開催日〕令和4年6月4日 令和4年8月6日 令和4年10月1日 令和4年12月17日 令和5年1月28日 令和5年3月10日 〔参加人数〕延べ19人 | 少人数で実施しており、満足度が高い講座となっている。今後も、必要な人に必要な情報が届くよう、周知に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 75 | ハローワーク等と連携し、就労支援を行います | 女性のエンパワーメント支援のため、再就職応援セミナー等を開催した。 〔実施事業名〕女性のためのチャレンジ応援セミナー 〔開催日〕①令和4年11月5日 ②令和4年11月12日 ③令和4年11月19日 〔参加人数〕①5人、②6人、③6人 | オンラインでの講座としたところ、満足度の高い講座となった。昨年より参加者が増加したが、さらに受講者のニーズにあった内容を検討する必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | 就労に関する相談を実施した。 〔実施事業名〕女性のはたらき方相談 〔相談件数〕17件 | 毎年、一定の相談件数があることから、今後も継続して実施する。 | 継続 | 人権・男女共生課 |

| | | | | | |
|----|--|---|---|---|----------|
| 75 | ハローワーク等と連携し、就労支援を行います | <p>ハローワークや茨木商工会議所と連携し、就職サポート事業として、仕事なんでも相談、合同就職面接会等の就労支援を実施した。</p> <p>〔実施事業名〕仕事なんでも相談 〔相談件数〕116件</p> <p>〔実施事業名〕就活支援事業 〔参加事業所〕9事業所 〔参加者〕35人</p> <p>〔実施事業名〕就労支援フェア（合同就職面接会、就労・起業相談等） 〔開催日〕①令和4年5月26日（子育て） ②7月15日③10月27日 ④11月25日（障害） ⑤令和5年1月24日 〔来場者〕①22人②28人③60人 ④49人⑤65人</p> | <p>合同就職面接会については、コロナ禍ではあるものの感染症対策を徹底して実施することができた。</p> <p>職業能力開発講座については、技能講習の受講申込がなかったが、自営型在宅ワークセミナー実践編については、前回の講義内容を見直し、実施することができた。</p> <p>就職支援セミナーについては、参加人数が少なく、関心度の高いテーマ選定が必要である。</p> <p>今後もハローワークや茨木商工会議所と連携し、面接会やセミナー等を通じ、あらゆる方面からアプローチした就労支援を実施する。</p> | 継続 | 商工労政課 |
| | | <p>〔実施事業名〕職業能力開発講座 ①技能講習 ②障害者向けパソコン講座 ③自営型在宅ワークセミナー実践編 〔実施期間〕①令和4年4月～令和5年3月 ②10月（3日間） ③令和5年2月（3回） 〔参加者〕①なし ②3人③31人</p> | | 継続 | 商工労政課 |
| | | <p>〔実施事業名〕就職支援セミナー 〔実施日〕①令和4年9月28日 ②10月14日 ③令和5年2月24日 〔参加者〕①31人 ②1人③3人</p> <p>〔実施事業名〕再就職支援助成金 〔交付件数〕3件</p> <p>〔実施事業名〕就労体験事業 〔参加者〕1人</p> | | 継続 | 商工労政課 |
| 76 | 医療機関、警察、民間団体等の様々な機関が連携し、継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくりま | <p>配偶者暴力相談支援センター連絡会議での連携を図った。 【再掲 施策番号49】</p> <p>大阪府配偶者暴力相談担当者ブロック別連絡会での連携を図った。 【再掲 施策番号49】</p> | <p>大阪府及び参加各市のDV被害の状況や対策・施策・対応などについての情報、また場合によっては教示・助言を得る機会となっている。一堂に会して情報共有や意見交換をすることで、連携の強化にもつながるものであり、今後も継続して参加する。</p> | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | <p>DV被害者等への支援を円滑に行えるよう、DV防止ネットワーク連絡会を開催した。 【再掲 施策番号49】</p> | | <p>連絡会では、改めて市の相談体制や支援業務の内容について、関係各課と共有することができた。相談内容が複雑化しているため、関係課との連携が必須になっているが、各課連携が円滑に進まないケースも散見されるため、今後とも連絡会等を活用し、課題の共有等に努める必要がある。</p> | 継続 |

(具体的施策 29)子どもへの支援

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|--|---|--|--------|----------|
| 77 | 子どもへの支援について適切な情報提供を行います | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV等相談(来所・電話)の充実を図った。 【再掲 施策番号54】 | 複雑化する相談に対応するため、今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に努める。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| | | DVや子どもに関する関係機関と連携し、保健師地区活動等において、適切な支援に努めた。 〔実施事業名および実績〕 訪問指導 3,221件 (再掲)DV 7件 面接指導 792件 (再掲)DV 2件 電話指導 6,592件 (再掲)DV 7件 【再掲 施策番号39】 | 実施件数全体におけるDVの項目の割合は0.15%であるが、関係機関と連携し支援している。引き続き適切な支援に努める。 | 継続 | 子育て支援課 |
| | | 企業広告付き茨木市子育てハンドブックを発行、配布した。 〔冊子〕茨木市子育てハンドブック 〔発行・配布部数〕15,200部 | 妊娠届出時での妊婦やこんにちは赤ちゃん事業を通して新生児のほとんどへ、冊子を配布することができ、市の子育て支援サービス情報について提供できている。 | 継続 | 子育て支援課 |
| | | 実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を図った。 | 関係機関との連携を強化したことで、スムーズに情報共有することができた。子どもの様子や体、顔などの変化に気づいていける保育環境を整え、保護者との関係を築いていくことが大きな課題となってきた。 | 継続 | 保育幼稚園総務課 |
| | | DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行った。 | DVや子どもに関する関係機関についての情報提供を行うことができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |
| 78 | 児童虐待やDVで被害を受けた子どもが保育所(園)・幼稚園・学校等で安全に過ごせるよう、情報の保護や体制の整備を推進します | 関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備を図った。また、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化した。 | 関係各課及び関係機関とのケース会議を行い、支援体制の整備を図り、実務者を中心にDVや子どもに関する関係機関との連携を強化したことで、関係案件に対して、スムーズに対応することができた。連携機関とはいろんな話が進んでいくが、保護者との関係を作っていくのが今後の課題となる。 | 継続 | 保育幼稚園総務課 |
| | | DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行った。 | DVや子どもに関する関係機関と連携し、情報の保護や適切な対応を行うことができた。 | 継続 | 学校教育推進課 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|----|--------|
| 79 | こころのケアが必要な子どもが安心して生活できるよう、子どもに関する相談窓口で支援します | 子育て相談の充実および周知を図るとともに、地域における安心・安全に子育てできる環境を提供した。 〔実施事業名〕こども相談室での子育て相談 〔事業内容〕①電話相談 ②個別相談（面接、訪問） ③メール相談 ④その他相談 〔相談件数〕①293件 ②316件 ③30件 ④3件 合計642件 〔実施事業名〕地域子育て支援センターでの相談 〔相談件数〕849件 | 育児に対する不安感または負担感を抱く保護者からの、子育てや発達などに関する電話・メール・面接等による相談を実施した。 | 継続 | 子育て支援課 |
| | | 「いじめ」ホッと電話相談カードを市立小中学校の全児童生徒に配布したり、電話教育相談については、広報誌等で周知した。また、保護者に寄り添った相談を行い、必要に応じて学校や関係機関と連携を図り支援を行った。 ①「いじめ」電話相談 24件 ② 電話教育相談 118件 | 子育てや不登校に関する内容の相談が多かった。そのような困り感のある保護者や子ども一人ひとりに寄り添う支援を行うことができたことに加えて、学校も「いじめ」に対して、早期発見早期対応できていると考える。今後も保護者や子どもに寄り添う相談支援を行っていく。 | 継続 | 教育センター |

(具体的施策 30) 高齢者・障害者・在住外国人女性への支援

| | 施策内容 | 令和4年度の実施内容 | 取組に対する評価と今後の課題等 | 今後の方向性 | 担当課 |
|----|---|--|--|--------|----------|
| 80 | 障害者虐待防止、高齢者虐待防止に関して、関係機関・関係部課との連携を図ります | 障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催。関係機関等が顔の見える関係を構築し、連携強化を図った。 | 連携強化のために、引き続き実施する必要がある。 | 継続 | 福祉総合相談課 |
| 81 | 多言語でのDVに関する情報提供や相談できる機関との連携を図ります | 令和4年度は案件なし。 | 多言語での情報提供が実施できるよう、行政通訳ボランティア制度について周知し、ボランティア登録数の増加を図る必要がある。 | 継続 | 文化振興課 |
| | | 国や府等が作成する多言語によるパンフレット等を窓口を設置し、情報提供を行った。 定住外国人に対する支援等の情報の把握に努め、円滑に情報提供できるよう努めた。 市役所庁内におけるDV被害者対応について記載した「配偶者等からの暴力被害者支援対応マニュアル」に、多言語での相談に対応している関係機関を掲載し、情報提供に努めた。 | いのち・愛・ゆめセンターでの識字・日本語教室や多文化共生支援事業への外国人参加者等に対し相談窓口を情報提供した。今後も継続して情報提供を行う。多文化共生支援事業を実施するうえで、庁内関係課をはじめ関係団体等との連携を強化していく必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |
| 82 | 被害者が高齢者・障害者や外国人で通訳者等の支援が必要な場合に派遣できる体制の整備を図ります | 国や府等が作成する多言語によるパンフレット等を窓口を設置し、情報提供を行った。 定住外国人に対する支援等の情報の把握に努め、円滑に情報提供できるよう努めた。 【再掲 施策番号81】 | いのち・愛・ゆめセンターでの識字・日本語教室や多文化共生支援事業への外国人参加者等に対し相談窓口を情報提供した。今後も継続して情報提供を行う。多文化共生支援事業を実施するうえで、庁内関係課をはじめ関係団体等との連携を強化していく必要がある。 | 継続 | 人権・男女共生課 |